

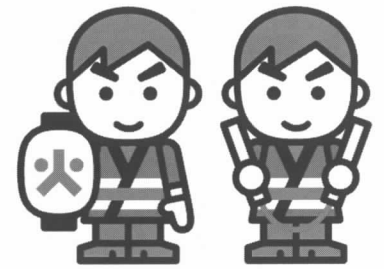
広報 峡北

平成 24年 1月号 発行

発行所 峡北広域行政事務組合
山梨県韮崎市本町四丁目9-48
☎ 0551-22-3311 編集/総務課

統一標語

「消したはず 決めつけないでもう一度」



平成 23 年度秋の全国火災予防運動が、11月9日から15日まで実施されました。

初日に、明野保育園児の和太鼓の演奏や穂坂保育園児、穂坂小学校児童による火災予防パレードが行われ、「火遊びは絶対にしません」などの誓いのことばを元気よく述べました。

また、各園児、児童たちが、「ぼくたち、わたしたちの願いがみんなに届くように」と、火災予防の願いを書いた短冊を付けたエコ風船を大空に飛ばしました。



No. **34**

峡北広域行政事務組合の人事行政の運営状況について

峡北広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、その概要をお知らせします。

1. 任用

(1) 職員の採用及び退職の状況(平成22年度) (人)

区分 種目	定員 (H22. 3月末)	採用	退職				合計	実員 (H23. 3月末)
			定年	勤奨	普通	その他		
一般行政職	15	0	0	0	0	0	0	15
単純労務職	1	0	0	0	0	0	0	1
消防職	106	6	3	0	0	0	3	109
合計	122	6	3	0	0	0	3	125

2. 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

一週間の勤務時間 40時間00分

3. 職員給与費の状況

(平成22年度峡北広域行政事務組合
一般会計外3会計決算)
(単位：人・千円・歳)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当り 給与費 (B/A)	平均年齢
		給料	職員手当	期末勤勉 手当	合計(B)		
一般会計	6	20,864	7,844	7,925	36,633	6,106	39
常備消防 特別会計	116	440,884	178,460	161,075	780,419	6,728	44
ごみ処理 特別会計	4	17,041	4,466	6,347	27,854	6,964	48
し尿処理 特別会計	2	8,104	3,088	3,089	14,281	7,141	57

(注) この表には、特別職に支給される報酬及び非常勤職員の賃金は含んでいません。

4. 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数(平成22年度)

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数(平成22年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

5. 研修

(1) 訓練及び教育(平成22年度)

訓練・教育名	内容	対象職員	参加者数
警防科教育	警防業務に係る専門知識等の習得	消防職員	2名
初任科教育	現場実務の理解及び初期教育	〃	6名
火災調査教育	火災調査業務に係る専門知識の習得	〃	3名
救急科教育	救急隊員の知識の向上	〃	7名
予防科教育	予防業務に係る専門知識等の習得	〃	2名
幹部教育	管理運営のできる能力発揮等	〃	6名
濃煙熱気実火災指導者養成	来年度の指導者としての養成研修	〃	1名
小型クレーン玉掛け研修	クレーン操作研修	〃	2名
救命救命士東京研修	救急救命士養成研修	〃	1名
救急救命士研修	気管挿管法の技術習得等	〃	1名
就業前病院研修	救急救命士養成	〃	1名
特別はしご教育	はしご機関担当者としての専門知識及び技術習得	〃	2名

6. 福利厚生

職員の健康診断の実施状況

実施期間	内容	対象者
H22.6.1 ~ H23.1.31	山梨県市町村職員共済組合人間ドック(日帰り)	全職員

7. 峡北広域行政事務組合公平委員会の業務状況

1 勤務条件に関する措置の状況

平成22年度に新たな措置要求はありませんでした。

2 不利益処分に関する不服申立の状況

平成22年度に新たな不服申立はありませんでした。

あなたの あなたの家族を守る



119番通報



携帯電話などからの119番通報が増えています。携帯電話からの通報では、通報地点を管轄しない消防本部につながる場合があります。携帯電話を利用して119番通報するときは、次の点に注意してください。

局番なしの119番にダイヤル

- ① 通報の種類（火災、救急など）を伝える。
- ② 指令員が尋ねる内容について落ちついて答える。
- ③ 通報場所の住所と電話番号を正確に伝える。

（通りがかりなどの場合で住所などが分からない場合は、最寄りの目標物を伝えてください。）

目標物：付近の交差点や通りの名前、電柱に書かれた地番、店舗の名称等

通報地点を管轄しない消防本部に通報がつながった場合・・・

（実際に救急車や消防車が出動する消防本部）へ119番の転送（つなぎかえ）が行われます。転送するとき、時間がかかる場合がありますので、通話を切らずにお待ちください。通報後、しばらくの間は電源を切らずに現場近くの安全な場所にいてください。

問い合わせ先：峡北消防本部 通信救急課(指令室)

〒407-0024 韮崎市本町4丁目9-48

電話 0551-22-0119

FAX 0551-22-3499



なお、休日・夜間の
担当医（当番病院等）の
お問い合わせは

ハイハイ
0551-22-8181
をお願いします。



聴覚障がい者等の皆さまへ 「火災・救急FAX案内」
ファックスを利用して火災や救急等の緊急通報ができます。
通報要領等は当消防本部ホームページをご覧ください。

（書式は任意書式でも構いません。）

URL : <http://kyohoku.blogzine.jp/syobo/files/tuho.pdf>

ついてますか？住宅用火災警報器

平成23年6月1日から設置が義務化されました



毎年住宅火災による死者が年間1,000人を超えていることを知っていますか？ しかも、ほとんどの人が「逃げ遅れ」により亡くなっているのです！

そこで、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が、消防法の改正により義務付けられました。

山梨県の設置率は全国ワースト2位

住宅用火災警報器の設置が義務化された平成23年6月の全国の推計普及率は71.1%でしたが、山梨県は53.8%で、全国47都道府県のうち46位という結果でした。

峡北消防本部では、みなさまの安全のために設置率100%を目指してPR活動を行っています。

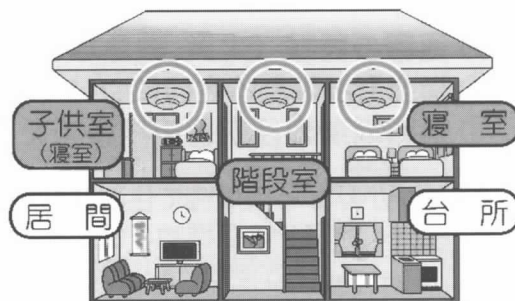
未設置のお宅は早急に設置するようお願いいたします。

設置しなければいけない場所は？

＜煙式感知器＞

- ① 寝室として使う部屋（逃げ遅れを防ぐため）
- ② 階段（2階に寝室がある場合は、火災による煙の通り道となるため）

※台所は努めて設置してください。（出火危険が多いことから）



※住宅用火災警報器は家電販売店、ホームセンター等で購入でき、自分で取り付けることができます。

— エコパークたつおかよりお願い —

「ごみの分別を徹底してください！」

可燃ごみに、金属類の不燃ごみが混入していると、機器の破損等で施設の稼働ができなくなる場合があります。今年は、8月と9月に金属混入により、焼却炉の緊急停止が2回発生しました。

一度焼却炉が停止すると再稼働するまでに、灯油だけでも、概ね40,000ℓ必要となり、仮に単価を70円とすると、2回で560万円の損害となりますので、分別にご協力をお願いします。



▲ 金属製の針金、チェーン、さらには鉄の棒まで混入

混入例としては、「金属が入っている傘」・「金属製ハンガー」などは「不燃ごみ」です。
住民の方々や事業者など皆様の簡単な分別で、ごみの処理がスムーズに行えます。

